



## —東北生産性本部—

## 平成29年度労使定例政策研究会 第4回例会開催

## テーマ

## 「働き方改革に伴う法改正と運用の留意点」



■平成30年2月2日（金）開催

★講師 三島法律事務所 弁護士 真田 昌行 氏

- ・福島県出身
- ・明治大学法学部卒
- ・昭和62年 弁護士登録・仙台弁護士会入会
- ・三島法律事務所（仙台市）勤務し現在に至る
- ・主な公職
  - 経営法曹会議常任幹事
  - 宮城紛争調整委員会委員
  - 証券・金融商品あっせん相談センターあっせん委員

今回の第4回例会は、三島法律事務所の弁護士 真田 昌行 様をお招きして、「働き方改革関連法案」について、解説していただきました。本法案は昨年の衆議院解散・総選挙により、国会審議さ

れませんでした。また関連法の施行時期については、経団連や連合との調整に時間を要するとの見方もあり、施行までの準備期間が短いとの懸念から、来年2019年4月施行予定を一部の法案については、1年先送りすることになったようです。

年が明けて第196回通常国会で審議され、今年中に閣議決定されると考えられますが、今回は現時点の法案内容がどのようなものであり、何が争点になっているのかについて、改めて解説をいただき、理解を深めました。

講演では、「働き方改革」に伴う、法改正の2つの柱としての ① 同一労働同一賃金の実現など非正規労働者の処遇改善 ② 長時間労働の是正について話されました。

「①同一労働同一賃金の実現など非正規労働者の処遇改善」については、

- ・現行法における「同一労働同一賃金実現」の趣旨の規定として、現行法である「労働契約法」・「パートタイム労働法」・「労働者派遣法」の規定内容とそれぞれの法の比較、現行法の下における裁判例が紹介しました。
- ・また、「同一労働同一賃金ガイドライン案」についても説明されました。

「②長時間労働の是正」については、

- ・労働時間管理上の「労働時間の適正把握のためのガイドライン」を解説し、「裁判例による労働時間の認定基準」に照らした判例による取り扱いの違いについて説明されました。
- ・労働時間認定方法、黙示の残業命令の有無、使用者が時間管理をしなかった場合の不利益、管理監督者、時間外割増賃金、実務的対応等についても解説されました。
- ・また、過重労働防止問題については、その定義、過労死等が発生した場合の影響、過重労働防止をめぐる近時の立法、過労死等による労災保険の認定基準、専門業務型・企画業務型裁量労働制の対象社員、高度プロフェッショナル制度(案)の対象社員、行政の動向についても解説いただきました。

以上